

平成29年10月13日
下水道運営審議会資料
担当：土木部下水道経営課

(1) 平塚都市計画下水道事業受益者負担金について（諮問）

1 下水道事業受益者負担金とは

公共下水道の整備された地域は汚水処理に係る環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として土地の資産価値が増加します。

下水道事業の建設費は国の補助金や市費などで賄っていますが、下水道施設は道路や公園のような一般の公共施設とは異なり、利用できる人が限られています。そこで、都市計画法第75条第1項の「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」という規定に基づき、「平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例」（例規資料1）を定め、事業（区域）ごとに受益者負担金（分担金）を設定しています。（分担金は、地方自治法第224条の定めによる）

平塚市では、昭和39年度の第1期事業からこの受益者負担金制度を採用し、平成18年度の第6期拡大事業まで、8回にわたって基本負担金等の設定を行ってきました。

2 ツインシティ大神地区の受益者負担金を設定する目的

ツインシティ大神地区（資料1）は従来市街化調整区域であり、約7割が田畑という区域ですが、市街化区域への編入と土地区画整理事業により、現在計画的に整備が進められています。

この地区は、これまでの事業（区域）には含まれていないため、条例等により新たに事業（区域）や基本負担金を定める必要があります。

3 これまでの受益者負担金設定についての経緯

受益者負担金の徴収すべき額は、法律等で厳密に定められていないため、これまでは「下水道財政研究委員会」による第1次（昭和36年）～第5次（昭和60年）提言（資料2）に基づき、平塚市が行う事業の実態に合わせて定めてきました（資料3）。

しかし、平成21年7月8日付及び平成26年8月29日付の総務省自治財政局公営企業課長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（資料4）の中で、「全国の徴収状況も勘案して、全事業費の5%程度を徴収する」と明記されたことにより、今回の設定はこの通知に基づいて定める考えです。

4 検討事項

(1) 負担区分の名称及び実施区域

第1期事業から第6期事業においても、その事業（区域）に係る整備事業費を基礎として受益者負担金の額を算出していることから、ツインシティ大神地区についても新事業区域として同様の方式を用い、この負担区を名称を「第7期事業」、実施区域を「大神の一部」とし、条例等の整備を行うものです。

(2) 基本負担金及び増負担金の額

第1期事業から第4期事業に係る受益者負担金については、負担面積ごとの「基本負担金」と超過汚水量ごとの「増負担金」の2種類がありましたが、第5期事業及び第6期事業の区域には大規模事業所がないため、「増負担金」は賦課していません。

増負担金とは、「平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例」第3条第3項で定める「年間の汚水の排除量が受益地1平方メートル当たり2.92立法メートルを超える場合にその超過する汚水の排除量により賦課する。」という規定によるものですが、ツインシティ大神地区については、これに当てはまる大規模事業所が予定されていないため、「増負担金」は賦課しないものとします。

基本負担金については、総事業費 50億8千万円 を基に負担金総額を設定し、負担金総額を事業計画面積 68.4ha で割り返して算出します。

今回は2つのケースを想定し、

ケース①は負担金総額を総事業費の5%とした場合、

ケース②は隣接している第4期大神地区の基本負担金311円に合わせた場合、

それぞれについて比較検討しました。

項目 \ ケース	①	②
事業計画面積	68.40ha	68.40ha
総事業費	5,080,000千円	5,080,000千円
負担金総額	254,000千円	213,000千円
総事業費比率	5.00%	4.19%
基本負担金	371円	311円

<ケース①の計算式>

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(総事業費)} & \text{(総事業費割合)} & \text{(負担金総額)} \\
 50 \text{ 億 } 8,000 \text{ 万円} & \times \quad 5\% & = \quad 2 \text{ 億 } 5,400 \text{ 万円} \\
 \text{(負担金総額)} & \text{(事業計画面積)} & \text{(基本負担金)} \\
 2 \text{ 億 } 5,400 \text{ 万円} & \div \quad 684,000 \text{ m}^2 & \div \quad 371 \text{ 円/m}^2
 \end{array}$$

1つ目の条件である、「全国の徴収状況を勘案」については、事業開始年度や建設条件がある程度近い県内に絞って比較したところ、県内平均は356円/m²、県内隣接5市町の平均は380円/m²となっており、ケース①は概ね平均値、ケース②は少し安くなっています。

また、2つ目の条件である、「全事業費の5%程度」については、ケース②の基本負担金を311円/m²とした場合では、負担金総額が約213,000千円となり、総事業費に占める割合は4.19%で、総務省通知の求める5%と差が大きくなります。

【県内の徴収状況】

県内最低	単位負担金	210円（逗子）	報奨金	0%（藤沢等 4市）
県内最高	単位負担金	594円（愛川）	報奨金	20%（鎌倉・横須賀）
県内平均	単位負担金	356円	報奨金	10.8%（17市町）
隣接平均	単位負担金	380円	報奨金	10.2%
（茅ヶ崎・秦野・厚木・伊勢原・大磯）				

平塚市の最新の基本負担金は、受益者負担金では第5期の339円/m²、分担金では第6期の366円/m²であることも考慮すると、総事業費の5%である、ケース①の371円/m²が妥当と考えますので、

「基本負担金」は、371円/m² 「増負担金」は、賦課しないとします。

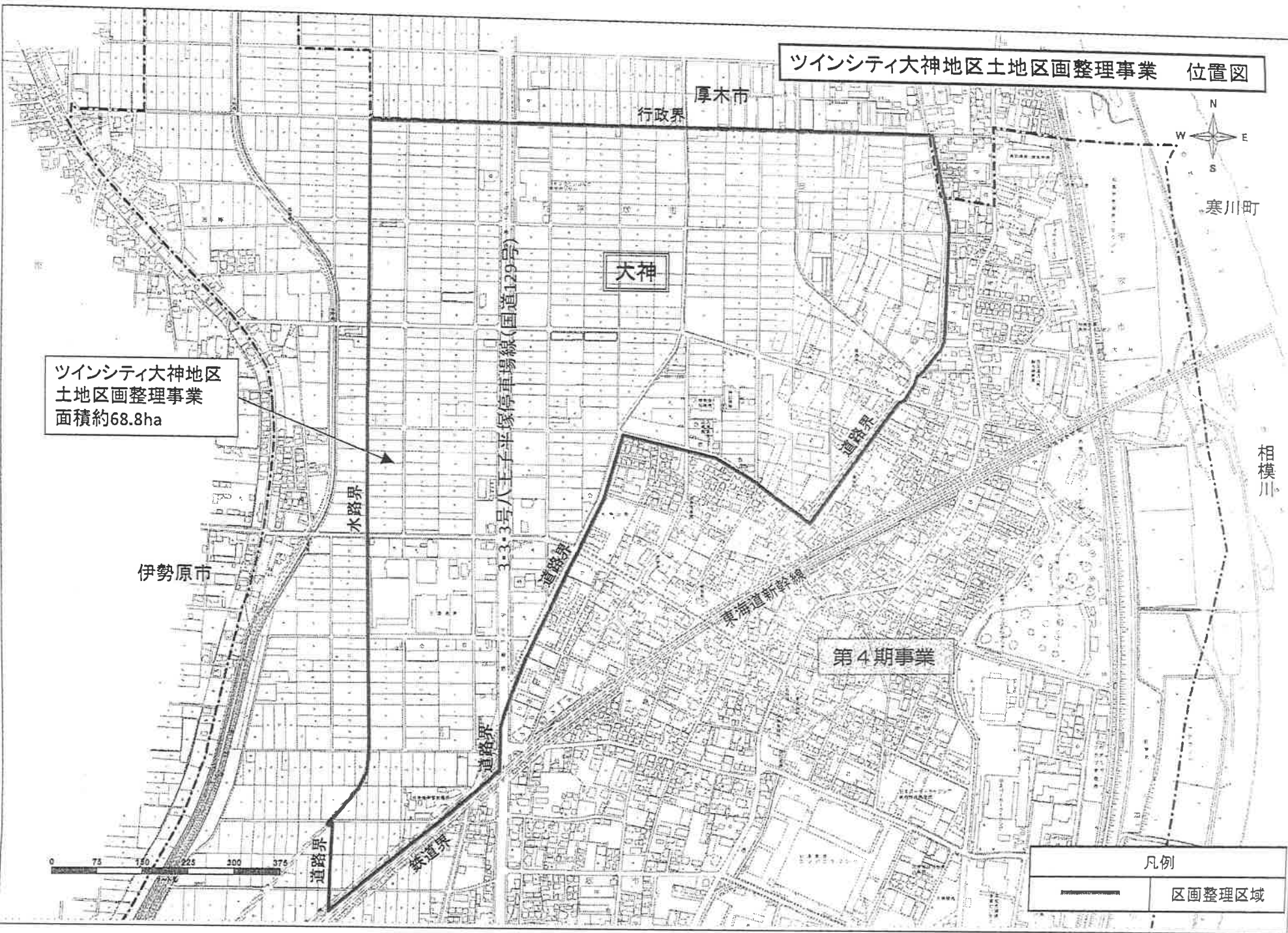
（3）一括納付報奨金の支給率

一括納付報奨金について、第5期事業までは全年度一括を100分の15、単年度一括を100分の3.5としていましたが、第6期事業からはそれぞれ100分の10と100分の2.5に引き下げましたので、第7期事業も同様に引き下げ、次のとおりとします。

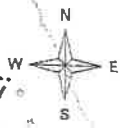
種 類	納 期 限	交 付 率	交付限度額
全年度一括 （3年分を一括払い）	第1期の 納期限内	負担金決定額の 100分の10	100,000円
単年度一括払 （1年分を一括払い）	第1・5・9期の 納期限内	負担金決定額の 100分の2.5	8,250円

以 上

ツインシティ大神地区土地区画整理事業 位置図



ツインシティ大神地区
土地区画整理事業
面積約68.8ha



凡例	
	区画整理区域

参考) 第1次～第5次下水道財政研究委員会提言 (受益者負担金に関する提言)

第1次委員会 (36年3月)	第2次委員会 (41年7月)	第3次委員会 (48年6月)	第4次委員会 (54年7月)	第5次委員会 (60年7月)
<p>1 公共下水道が敷設されると排水区域内の土地の利用価値の向上、地価の値上がりの現象が発生する。</p> <p>この財産価値の増加は、一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の一部は公費に還元されることが負担の公平からみて適当である。</p> <p>受益の限度内において、土地の所有者等の受益者に建設費の一部を負担させるべきである。</p> <p>2 賦課額は、事業費の1/3～1/5程度とする。</p> <p>3 賦課の対象となる地域は実施計画ができあがり、数年内に確実に公共下水道が設置されることが明らかなものに限るべきである。</p> <p>4 国有、公有財産についても道路、公園等を除き賦課すべきである。</p>	<p>第1次委員会と同じ</p>	<p>1 今後、下水道をナショナルミニマムとして位置づける場合にも、(イ) 公共下水道の整備は整備区域内の土地の資産価値の増加をもたらすが、これはその一部を社会に還元することが適当であり、公共下水道は技術的にも負担金徴収になじむこと。</p> <p>(ロ) 土地の資産価値の増加の吸収は、現状では土地に関し権利を有するものとそれ以外の者との間の負担の公平の実現に寄与すること。(ハ) 公共下水道の整備の時期に地域差がある場合に、早期に便益を受ける者から相応の負担を求めることは負担の公平から適当であることなどの理由により、適当な額の受益者負担金の徴収は適当である</p> <p>2 受益者負担金の額は、今後は条例で具体的に定めることがのぞましい。</p> <p>なお、受益者負担金の額の決定に当たっては、公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連を配慮することが必要である。</p>	<p>1 受益者負担金制度については第1次財政研究委員会においてその採用が提言されて以来多くの都市で下水道の貴重な特定財源として下水道整備の推進に重要な役割を果たしているが、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきである。</p> <p>2 負担金制度の運用に当たっては、公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連に配慮しつつ、負担金の総額及び単価、負担すべき者、徴収時期、徴収方法等を明確にした上で公平適当な負担を求めるべきである。</p> <p>3 負担金の総額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、適正な受益者負担金制度を採用している各都市の負担の水準をも勘案して、例えば建設費の末端管渠整備費相当額を目途とすることなどが適当である。</p>	<p>次の点を除き、第4次委員会と同じ。</p> <p>負担金額が適当な水準を下回っている地方公共団体においては、その適正化に努めるべきである。</p>

各期事業別 受益者負担金 比較表

事業期	A 第1期	B 第2期	C 第3期	D 新田	E 第4期	F 第5期	G 第6期	H 第7期
施行日	S40.4.1	S48.4.1	S52.4.1	S60.4.1	S62.4.1	H2.4.1	H12.4.1 H18.4.1	H30.4.1
基本負担金額	71.0875円	169.96円	294.54円	290円	311円	339円	366円	371円
前期との比(円)	—	98.8725円	124.58円	-4.54円	21円	28円	27円	5円
前期との比(%)	—	239.09%	173.30%	98.46%	107.24%	109.00%	107.96%	101.37%
予定総事業費	1,681,000千円	5,221,000千円	23,497,000千円	379,115千円	24,670,000千円	37,300,000千円	14,513,000千円	5,080,000千円
負担金総額	280,167千円	793,725千円	2,361,860千円	36,660千円	2,343,884千円	3,239,551千円	946,500千円	254,000千円
増負担金額	汚水量比	9.07円	15.71円	18円	16円	該当なし	該当なし	該当なし
総事業費に占める割合	16.67%	15.20%	10.05%	9.67%	9.50%	8.69%	6.52%	5.00%
前期との比(%)	—	-1.46%	-5.15%	-0.38%	-0.17%	-0.82%	-2.16%	-1.52%

総財公第 107 号
総財営第 73 号
総財準第 83 号
平成 26 年 8 月 29 日

各都道府県総務部長
各都道府県企業管理者
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務、財政局長
各指定都市企業管理者
各指定都市議会事務局長
各企業団企業長

殿

総務省自治財政局公営企業課長
(公印省略)
総務省自治財政局公営企業経営室長
(公印省略)
総務省自治財政局準公営企業室長
(公印省略)

公営企業の経営に当たっての留意事項について

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要です。

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められます。

こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。そのために、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まれるようお願いいたします。

これらに的確に取り組むためには、公営企業が自らの損益・資産等を正確に把握することが必要となります。このため、公営企業会計を導入していない公営企業にあつては、地方公会計の整備も考慮しつつ、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の適用により公営企業会計を導入することが必要です。中でも、資産の規模が大きく、また、住民生活に密着したサービスを提供する簡易水道事業及び下水道事業については、公営企業会計導入の必要性が特に高く、重点的な取組が求められます。

- ② 下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うこと。
- また、人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組むとともに、低コストの整備手法についても検討すること。
- さらに、既存施設の更新に当たっては、施設・設備の長寿命化、処理場の統廃合、事業の広域化・共同化等の検討を行い、効率化に努めること。
- ③ 「投資試算」を取りまとめる際には、施設・設備の現状（老朽化の状況や規模・能力等を含む）について分析し、投資の徹底した効率化・合理化に取り組むとともに、更新率・老朽化率・耐震化率等の目標を設定した上で、中長期的に安定的かつ衛生的な汚水処理が可能となるよう努めること。
- ④ 「財源試算」を取りまとめる際には、人口動態や普及率、水洗化率等の現実的な見通しを踏まえつつ、「投資試算」等との整合性を図ること。その際、あわせて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。
- ⑤ 民間的経営手法の活用については、地域や各事業者の実情を踏まえ、指定管理者制度や民間委託等の活用のほか、公共施設等運営権方式を含む PPP/PFI の活用を積極的に検討する必要があること。
- ⑥ 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めること。また、使用料の設定に当たっては、人口の動向やそれに伴う有収水量の見込み等将来の収支予測も踏まえるよう努めること。
- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円/20 m³を前提として行われていることに留意すること。
- ⑧ 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。
- ⑨ 水洗化率及び有収率が低い事業については、有収水量の増加による使用料収入の確保及び施設の利用効率改善のため、接続促進や不明水削減等により早期改善を図ること。
- (2) 受益者負担金の徴収について
- ① 下水道等が敷設されると排水区域内の土地の財産価値が増加するが、これは一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の一部を公費に還元することが負担の公平から見て適当であり、受益の限度内において、土地の所有者等の受益者が建設費の一部を負担することが妥当であること。
- ② 受益者負担金は汚水処理施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきであること。
- ③ 受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、公共下水道等の集合処理施設（流

域下水道及び特定公共下水道を除く。)については全事業費の5%程度、各戸等に設置される合併処理浄化槽(特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設及び小規模集合排水処理施設)については全事業費の10%程度を徴収し事業費へ充当すること。

- ④ 受益者負担金等は、単年度において③で記述した割合を上回る額が徴収されたとしても、上回る分について必ずしも当該負担金等を特定財源として起債額を減ずる必要はなく、超過分は建設積立て若しくは剰余金としての繰越し等により次年度以降の財源とすること、又は過年度事業に係る一般会計からの借入金の返納に充てることもできることに留意すること。
- ⑤ 特定公共下水道については、特定の事業者の事業活動に主として利用されることから、補助事業の地方負担額のうち50%程度を徴収し事業費へ充当すること。
- ⑥ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る受益者負担金等については市町村において確保すべきものであること。

したがって、都道府県の地方負担額及び対象事業費に対して、市町村が確保した受益者負担金等を市町村負担金として充てることが適当であること。

5 電気事業

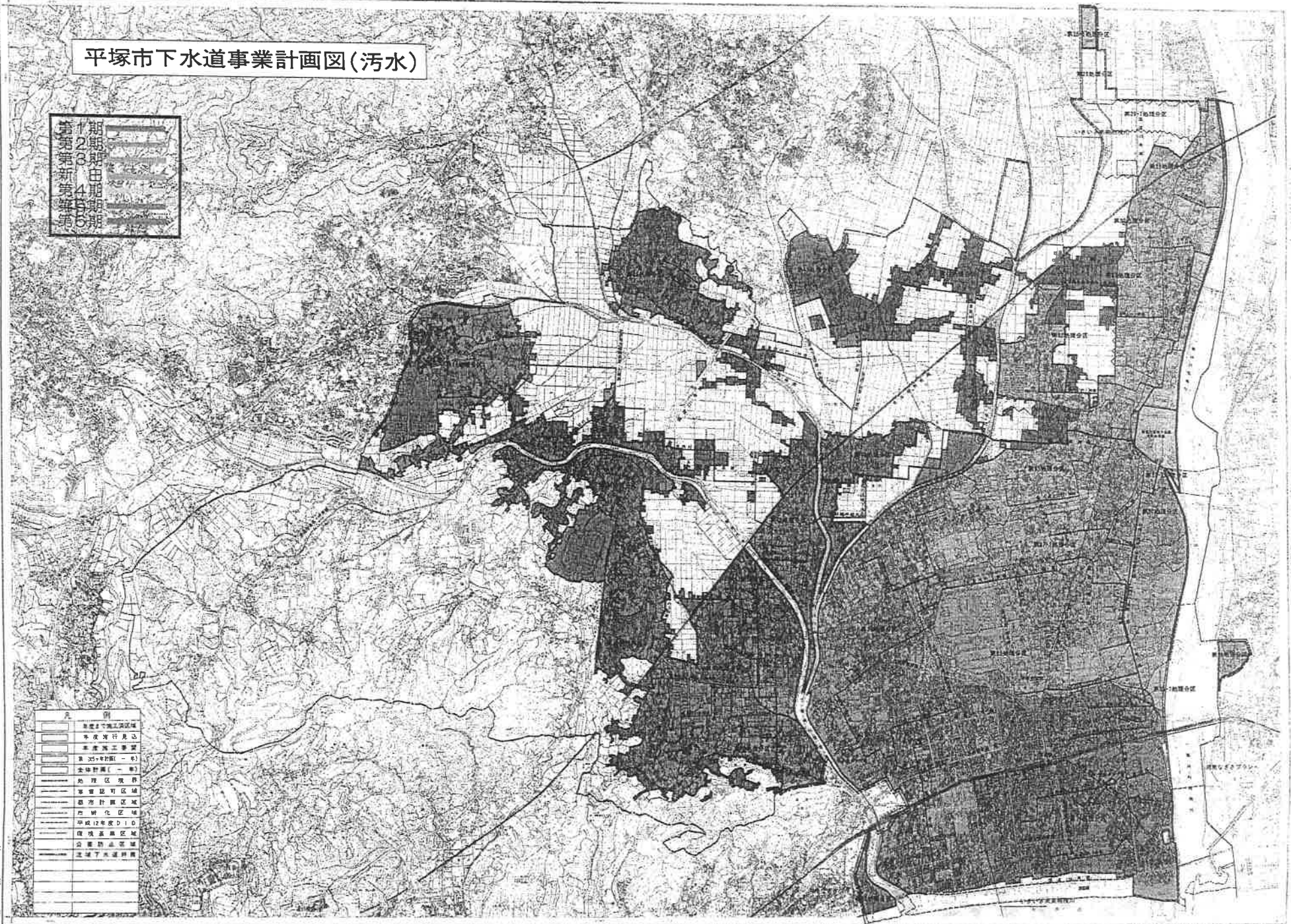
- (1) 電気事業については、電力システム改革に伴う小売及び発電の全面自由化等の環境の大きな変化に的確に対処できるよう、現段階から徹底したコストの削減等の経営効率化に取り組むとともに、民営化等も含めた事業のあり方について検討を行うこと。
- (2) 水力・風力・太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電事業を行う場合には、発電施設の設置場所の選定、天候の変動、機器の故障、契約時点による買取価格の変動等のコストやリスクを考慮の上、事業性の有無を勘案した上で事業を行うこと。
また、固定価格買取制度については、政府においてそのあり方の検討が行われているところであり、新規に制度の活用を検討する場合には、今後の議論の動向に留意すること。
- (3) 各地方公共団体が行う売電契約については、「地方公共団体が行う売電契約について」(平成26年7月4日付け総行第122号、総財第61号)を踏まえ、一般競争入札により締結することが原則とされていることに留意すること。

6 ガス事業

- (1) ガス事業については、経費の削減、適切な内部留保の確保等による経営基盤の強化に努めるとともに、ガスの製造・供給設備の保安体制に十分配慮すること。
- (2) 経年管対策を行う事業においては、供給段階における事故を低減させるため、特にねずみ鋳鉄管等の経年管について、早急に取り替え・更生修理等の対策を講じる必要があること。
- (3) 各公営ガス事業者にあつては、政府において検討しているガスシステム改革の進展が経営に与える影響等について検討を行い、引き続き地域の実情や地域住民の意向等を十分に考慮しつつ、民営化等も含めた事業のあり方について検討を行うこと。

平塚市下水道事業計画図(汚水)

- 第1期
- 第2期
- 第3期
- 第4期
- 第5期
- 新築



凡例	
[Symbol]	平塚市下水道事業計画区域
[Symbol]	平塚市行政界
[Symbol]	平塚市第二種市街地
[Symbol]	第25号射野(一帯)
[Symbol]	全射野(一帯)
[Symbol]	処理区域界
[Symbol]	市界認可区域
[Symbol]	都市計画区域
[Symbol]	市街化区域
[Symbol]	平成12年度DID
[Symbol]	環境基準区域
[Symbol]	公園跡止区域
[Symbol]	流域下水道計画

○平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例

制 定 昭和49年3月29日条例第 1号

最近改正 平成22年3月18日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるものを除き、本市の下水道事業(以下「事業」という。)において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき徴収する分担金(以下これらを「負担金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地(以下「受益地」という。)の所有者をいう。ただし、地上権、永小作権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となつてゐる受益地については、それぞれ地上権者、永小作人、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る受益地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして受益者を定めることができる。

(負担金の種類)

第3条 負担金は、基本負担金及び増負担金とする。

2 基本負担金は、受益地の面積により賦課する。

3 増負担金は、年間の汚水の排除量が受益地1平方メートル当たり2.92立方メートルを超える場合にその超過する汚水の排除量により賦課する。ただし、規則で定める汚水については、賦課しない。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、別表の定めるところによる。

(事業実施の決定及び公告)

第5条 市長は、事業の実施を決定したときは、事業の名称、実施区域、対象面積、実施年度その他事業の概要を公告しなければならない。

(賦課対象区域の決定及び公告)

第6条 市長は、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

(受益者の申告)

第7条 前条の公告があつたときは、当該賦課対象区域内の土地に係る受益者は、市長が定める日までにその所有し、又は地上権等を有する受益地の面積その他市長が必要と認める事項を申告しなければならない。

(職権認定)

第8条 市長は、前条の規定による申告がない場合又は申告内容が事実と異なるものと認められる場合には、当該事項について認定することができる。

2 前項の規定によるもののほか、増負担金に係る汚水の排除量の認定方法は、規則で定める。

(負担金の賦課)

第9条 負担金は、第6条の公告の日現在における当該賦課対象区域内の土地に係る受益者に賦課する。

(負担金の決定)

第10条 市長は、第6条の公告の日現在における当該賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに負担金の額を決定し、遅滞なく、当該負担金の額及び納期等を当該受益者に通知しなければならない。

(負担金の納期)

第11条 負担金は、3年12回に分割して徴収するものとし、各納期は、次の各号に定めるとおりとし、第1期から第4期までに係る負担金は第1年度に、第5期から第8期までに係る負担金は第2年度に、第9期から第12期までは第3年度に徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付若しくは納期前納付を申し出たとき又は第14条の規定により繰り上げ納付をさせるときは、この限りでない。

- (1) 第1期、第5期及び第9期 6月1日から同月末日まで
- (2) 第2期、第6期及び第10期 9月1日から同月末日まで
- (3) 第3期、第7期及び第11期 12月1日から同月28日まで
- (4) 第4期、第8期及び第12期 2月1日から同月末日まで

2 市長は、年度の途中において負担金の徴収を開始する場合その他特別の理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、納期を別に定めることができる。

(負担金の納付)

第12条 受益者は、負担金を市長の発する納入通知書により納付しなければならない。

(一括納付報奨金)

第13条 第1期の納期内に負担金の全額を一括納付した受益者又は各年度の最初の納期内に当該年度内の負担金を一括納付した受益者に対しては、当該納付額(規則で定める額を超えるときは、その超える部分の金額を除く。)に100分の20を超えない範囲内において規則で定める率を乗じて得た額を一括納付報奨金として交付する。この場合において報奨金の全額が10円に満たないとき又は10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(繰り上げ納付)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、納期を繰り上げて、負担金を納付させることができる。

- (1) 受益者が国税、地方税その他公課の滞納による滞納処分を受けたとき。
- (2) 受益者が強制執行を受けたとき。

- (3) 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 受益者が競売の開始を受けたとき。
- (5) 受益者である法人が解散したとき。
- (6) 受益者の死亡により相続人が限定承認したとき。
- (7) 受益者が詐欺その他不正の手段により負担金の徴収を免れようとしたとき。

(受益者に変更があつた場合の取扱い)

第15条 第6条の公告の日後に受益者に変更があつた場合において当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該届出の日までに納付すべき時期に至つている負担金は、従前の受益者が納付するものとする。

2 市長は、前項の規定により新たに受益者となつた者に対しては、地位承継に伴う負担金の額を通知するものとする。

(納付管理人の届出)

第16条 受益者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合には、負担金の納付に関する一切の事務を処理させるため、市内に住所又は居所を有する者を納付管理人と定め、市長に届け出なければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも、また同様とする。

(受益者等の住所等の変更届出)

第17条 受益者は、その住所等を変更したとき又は納付管理人が住所等を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(負担金の徴収猶予)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (2) 受益者が、災害等の理由により、当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(負担金の減免等)

第19条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、当該負担金を減免することができる。

- (1) その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (4) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(6) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
(立入り調査等)

第20条 市長は、負担金の賦課徴収について必要があると認める場合には、関係職員をして受益者の土地に立ち入らせ、その他施設設備等を調査させ、又は関係書類の提出を求めることができる。この場合において当該受益者は、正当な理由なく、これを拒むことができない。

2 前項の規定により受益者の土地に立ち入り、その他施設設備等を調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
(委任規定)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平塚都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(昭和50年9月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年9月16日から適用する。

付 則(昭和53年3月28日条例第15号)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚都市計画下水道事業受益者負担金条例第13条の規定は、第3期事業の負担金の納付から適用し、第2期事業の負担金の納付については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年10月1日条例第18号)

この条例は、昭和58年10月11日から施行する。

附 則(昭和60年9月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月31日条例第8号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日条例第14号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月22日条例第6号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年11月1日から適用する。

附 則(平成12年12月19日条例第31号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2期事業の項の改正規定、同表第3期事業の項の改正規定及び同表第4期事業の項の改正規定は、平成13年2月5日から施行する。

附 則(平成13年12月20日条例第16号)

この条例は、平成14年2月4日から施行する。ただし、別表第5期事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年12月22日条例第26号)

この条例は、平成16年2月16日から施行する。

附 則(平成17年3月23日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第39号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	実施区域	基本負担金	増負担金
第2期事業	長瀬及び堤町の全部 中堂、天沼、宮松町、 浅間町、追分及び大原 の一部 東八幡五丁目の全部 並びに東八幡一丁目、 東八幡三丁目、東八幡 四丁目、西八幡一丁目 及び西八幡二丁目の 一部 四之宮三丁目及び四 之宮四丁目の一部	受益地1平方メート ル当たり 169円96 銭	超過汚水排除量1立 方メートル当たり 9円7銭
第3期事業	東八幡二丁目、西八幡 三丁目、西八幡四丁 目、中原一丁目、御殿 一丁目、南原一丁目、 南原二丁目、達上ケ 丘、諏訪町、富士見町、 立野町、豊原町、中里、 上平塚、桜ヶ丘、平塚 一丁目、平塚二丁目、 平塚三丁目、平塚四丁 目、平塚五丁目、見附 町、錦町、黒部丘、董 平、花水台、撫子原及 び四之宮五丁目の全 部並びに四之宮一丁 目、四之宮二丁目、四 之宮三丁目、四之宮四 丁目、東真土二丁目、 東八幡一丁目、東八幡 三丁目、東八幡四丁 目、西八幡一丁目、西 八幡二丁目、新町、大	受益地1平方メート ル当たり 294円54 銭	超過汚水排除量1立 方メートル当たり 15円71銭

	原、追分、中原二丁目、御殿二丁目、南原三丁目及び虹ヶ浜の一部		
新田事業	須賀及び馬入の一部	受益地1平方メートル当たり 290円	超過汚水排除量1立方メートル当たり 18円
第4期事業	御殿三丁目、中原三丁目、東中原一丁目、東中原二丁目、四之宮六丁目、四之宮七丁目、東真土一丁目、東真土三丁目、西真土一丁目、田村五丁目、田村六丁目、田村七丁目、田村八丁目及び田村九丁目の全部並びに南原三丁目、御殿二丁目、中原二丁目、新町、四之宮一丁目、四之宮二丁目、四之宮四丁目、東真土二丁目、東真土四丁目、西真土二丁目、西真土三丁目、田村一丁目、田村二丁目、田村三丁目、田村四丁目、大神及び横内の一部	受益地1平方メートル当たり 311円	超過汚水排除量1立方メートル当たり 16円
第5期事業	唐ヶ原、南原四丁目、御殿四丁目、豊田平等寺、豊田宮下、ふじみ野一丁目、ふじみ野二丁目、めぐみが丘一丁目、めぐみが丘二丁目、北金目一丁目、北金目四丁目、真田二丁目、山下、徳延、高村、	受益地1平方メートル当たり 339円	

	日向岡一丁目及び日向岡二丁目の全部並びに中原下宿、南豊田、豊田小嶺、豊田本郷、北豊田、岡崎、長持、寺田縄、入野、飯島、広川、片岡、南金目、北金目二丁目、北金目三丁目、真田、真田一丁目、真田三丁目、纏、公所、根坂間、出縄、万田、高根及び河内の一部		
第6期事業	大神、田村一丁目、田村二丁目、田村三丁目、田村四丁目、横内、東真土四丁目、西真土二丁目、西真土三丁目、西真土四丁目、入野、寺田縄、飯島、根坂間、万田、高根、岡崎、出縄、豊田本郷、豊田打間木、東豊田、下島、小鍋島、大島、豊田小嶺、北豊田、南豊田、城所、長持、纏、河内、公所、広川、片岡、北金目、北金目二丁目、北金目三丁目、南金目、千須谷及び真田一丁目の一部	受益地1平方メートル当たり 366円	

○平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例施行規則

制 定 昭和49年5月31日規則第26号

最近改正 平成23年3月11日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例（昭和49年条例第1号。以下「条例」という。）第3条第3項ただし書、第8条第2項、第13条及び第21条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(基本負担金の算定の基礎となる地積)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下これらを「負担金」という。）のうち基本負担金の算定の基礎となる土地の面積は、公簿による。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、実測によることができる。

(増負担金の算定の基礎となる汚水排除量)

第3条 条例第3条第3項本文の規定による増負担金の算定の基礎となる汚水の排除量は、賦課期日の属する年度の前年度（以下「基準年度」という。）1年間の汚水の排除量又は賦課期日における汚水の予想年間排除量のうちいずれか多量のものによる。

2 前項に規定する基準年度の汚水の排除量は、次の各号に定めるところにより算定する。この場合において水道の使用水量又は揚水量と汚水の排除量とが著しく異なる場合には、別に定める減量基準により減量するものとする。

(1) 水道水を使用する場合には、水道の使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用する場合には、揚水量とする。揚水量は、揚水設備の能力及び運転時間等により算定する。

(3) 水道水と水道水以外の水とを併用する場合には、前2号の規定を適用して算定する。

3 前項の場合において基準年度においては、操業の停止等特別の事情により汚水の排除量が平年度の汚水の排除量と著しく異なる場合には、市長の認定するところによる。

4 第1項に規定する予想年間排除量は、事業の規模、業種、使用の態様、計画排除量その他の事情を勘案して市長が認定するところによる。

(増負担金を賦課しない汚水)

第4条 条例第3条第3項ただし書に規定する規則で定める汚水とは、年間の排除量が1,800立方メートル以下の場合の汚水その他次の各号に掲げるものが排除する汚水とする。

(1) 一般家庭（1個の共有又は単独の所有権に属する集合住宅、寄宿舍、寮等その他これらに準ずる形態の家屋で、一つの屋敷内の大便器又は兼用便器の数が15を超えるものを除く。）

(2) 工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に規定する業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営む企業で、資本の額若しくは出資の総額が500万円以下又は常時使用する従業員の数が30人以下のもの

(3) 商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む企業で、資本の額若しくは出資の総額が100万円以下又は常時使用する従業員の数が5人以下のもの

(4) その他市長が増負担金の賦課を不相当と認めるもの

(受益者の申告)

第5条 条例第7条の規定による申告は、下水道事業受益者申告書（第1号様式）によるものとする。この場合において受益者が条例第2条第1項ただし書に規定する権利者であるときは、当該土地所有者と連署しなければならない。ただし、特別の事由により土地所有者の連署を得ることができない場合には、この限りでない。

2 同一の土地について2人以上の受益者がある場合には、全受益者が連署しなければならない。

3 前条各号に掲げるもの以外のもの及び年間の汚水の排除量が1,800立方メートルを超えるものは、第1項の申告書に公共下水道汚水排除量等申告書（第2号様式）を添付しなければならない。

4 前項の規定は、前条各号に掲げるもの又は年間の汚水の排除量が1,800立方メートル以下のものであつても市長が特に指定するものについて準用する。

(負担金額等の通知)

第6条 条例第10条の規定による負担金額等の通知は、下水道事業受益者負担金・分担金決定通知書（第3号様式）によるものとする。

(納入通知書)

第7条 条例第12条の規定による納入通知書は、第4号様式による。

(一括納付報奨金)

第8条 条例第13条の規定による一括納付報奨金の規則で定める支給率は、次の各号に定めるところによる。

(1) 負担金の全額を一括納付した場合の一括納付報奨金（以下「全年度一括納付報奨金」という。）の支給率は、100分の15とする。ただし、第6期事業に係るものにあつては、100分の10とする。

(2) 年度の負担金を一括納付した場合の一括納付報奨金（以下「単年度一括納付報奨金」という。）の支給率は、100分の3.5とする。ただし、第6期事業に係るものにあつては、100分の2.5とする。

2 条例第13条の規定による一括納付報奨金の計算の基礎に算入しない規則で定める額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 全年度一括納付報奨金については、100万円を超える金額とする。

(2) 単年度一括納付報奨金については、33万円を超える金額とする。

(受益者の変更)

第9条 条例第15条第1項の規定による受益者の変更の届出は、下水道事業受益者変更届書（第5号様式）によるものとする。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、下水道事業受益者負担義務消滅通知書（第6号様式）により従前の受益者に負担義務の消滅を通知するものとする。

(納付管理人の届出)

第10条 条例第16条の規定による納付管理人の届出は、下水道事業受益者負担金・分担金納付

管理人届書（第7号様式）によるものとする。

（住所等の変更の届出）

第11条 条例第17条の規定による受益者等の住所等の変更の届出は、下水道事業受益者・納付管理人住所等変更届書（第8号様式）によるものとする。

（徴収猶予）

第12条 条例第18条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、猶予の理由を証する書類の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、別表の下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予基準に基づきその可否を決定し、下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予決定通知書（第10号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（徴収猶予の取消し）

第13条 市長は、前条の規定により、負担金の徴収猶予を決定した後において、当該受益者の財産の状況その他の事情の変更によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認めたとき、当該受益者に対する負担金の徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

2 市長は、前項の規定により徴収猶予の取消しをしたときは、下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予取消通知書（第11号様式）により通知しなければならない。

（負担金の減免申請等）

第14条 条例第19条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金・分担金減免申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減免の理由を証する書類の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、減免の可否を決定し、下水道事業受益者負担金・分担金減免決定通知書（第13号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（立入り調査等の身分証明書）

第15条 条例第20条第2項の規定による身分を示す証明書は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第21条に規定する身分証明書とする。

（その他）

第16条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月12日規則第5号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年6月15日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

付 則（昭和53年3月31日規則第20号）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の平塚都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則第8条の規定ならびに第3号様式および第4号様式は、第3期事業から適用し、第2期事業については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日規則第13号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第20号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4号様式の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月30日規則第44号）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月11日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第12条関係)

下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予基準

該当条項	徴収猶予の対象となる土地	徴収猶予率	徴収猶予期間
条例第18条第1号	田又は畑として現に耕作の目的に供されている土地(休耕地を含み、その状況により宅地として認められるもの及び耕作していない荒廢地を除く。)	50%	10年以内。ただし、土地の状況により延長することができる。
	係争地	100%	受益者の決定するまで。
	その他特別の事情により徴収猶予することが望ましい土地	市長が認定する率	市長がその都度決定する。
条例第18条第2号	震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあつたとき。	市長が認定する率	2年以内
	事業を営む受益者がその営業について著しい損失を受けたとき。		
	受益者が職を失い、又は営業を休止し、若しくは廃止したとき。		
条例第18条第3号	その他市長が特に必要と認めたととき。	市長が認定する率	市長がその都度決定する。